

あなたの声を……

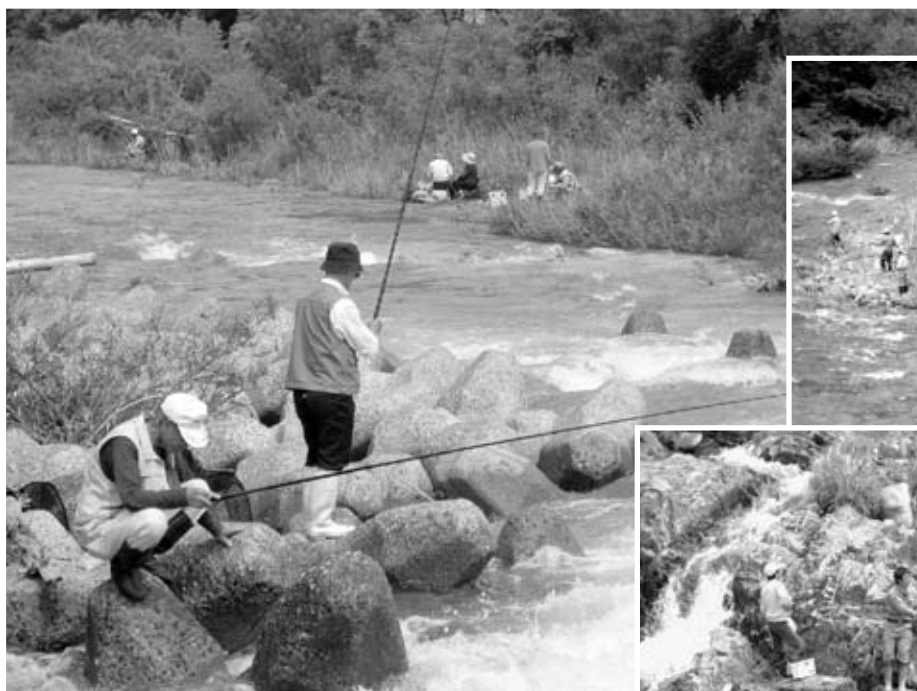
臨時号

(第45号)

2011年6月

こうら議会だより

発行／〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町議会 TEL0749-38-5060 FAX0749-38-3421 編集／議会広報特別委員会
ホームページアドレス <http://www.kouratown.jp/>



犬上川にて

◎官製談合疑惑事件報告…… 2

◎告発状の要旨…………… 4



子育て支援センター

官製談合疑惑事件 告発受理

平成 23 年 4 月 22 日 大津地検

一変わる甲良町一

滋賀第一法律事務所

弁護士 玉木昌美



レポートを寄せていただいた玉木昌美弁護士とは、官製談合調査特別委員会の「調査報告書」を取りまとめるにあたり法的助言を依頼し、また、濱野前議員が起こした「失職決定に対する審査申し立て事件」でも議会の代理人として委任契約した関係にあります。

今回、上記調査特別委員会の調査報告書に基づく議会の議決に沿って北川町長などが行った刑事告発が正式受理されたことを受け、経過と今後の方向などについて解説していただきました。

平成21年7月9日に執行された甲良町の福祉空間工事（下之郷地先）の入札において、濱野圭市副議長（当時）が実質的に経営する浜野工務店が落札した。しかし、当初から官製談合の疑惑が指摘されていた。甲良町議会は、「官製談合疑惑調査特別委員会」を設置し、調査活動を行っていた。私は、途中から、同委員会の依頼を受け、その活動について法的アドバイスを行うこととなった。

意図的落札が判明 5人の謀議

調査の結果、この落札は、指名基準の格付けを滋賀県の3号業者にまで広げる変更を行っていたうえ、公表された予定価格に40万円を加算した85パーセントの金額で落札したものであることが公式に確認された。

この浜野工務店の落札は、山崎義勝町長（当時）、野瀬喜久男総務主監（当時）、浜野圭市副議長、山田壽一議長（当時）が共謀し、指名基準を変更し、入札に参加させるように仕向け、最低制限価格を教えたことにより、入札等の公正を害する行為を行った可能性が高いことが問題となった。

世論を あざむく作戦か

Y・T氏が野瀬主監から「最低制限価格を知っているのは前町長ら4人である」という発言を録音したテープをもとに、前町長ら4人に対し、仕事もしくは金員借用の不当要求をしたが、一旦は前町長とY・T氏の間で問題にしないと和解された。

にもかかわらず、半年以上経過後、前町長ら4人は、Y・T氏から恐喝されたと被害届を出した。これは議会において官製談合が追求されることを恐れ、世論の目先を変えようとしたと思われる。

これに対し、前町長らの意を受けた警察は、Y・T氏がY・M氏、宮崎議

議会の要請を受け 北川町長は告発

甲良町議会は、平成22年12月9日、「官製談合あり」とする調査特別委員長報告を可決し、同月15日、町長へ4人を告発するように求めた。そして、平成23年3月17日、甲良町長や議員、町民有志は大津地方検察庁に対し、告発状を提出し、同年4月22日、告発状は正式に受理された。今後、海津三席検事を主任とし

て捜査が行われることとなった。

兼業禁止に該当 濱野議員失職

一方、官製談合事件の主役であった濱野副議長（当時）に対しては、甲良町議会は資格審査特別委員会の手続を経て、平成23年2月21日、出席議員9人中6人の賛成で、議員失職処分を決定した。濱野前議員は、浜野工務店の実質的経営者であり、これは地方自治法が定める兼業禁止に該当することを理由としている。これに対し、濱野前議員は、平成23年3月8日、滋賀県知事に対し、失職処分の取り消しを求めて審査申立てを行った。私は、処分庁である甲良町議会の代理人として、処分は中身も手続も正当であり、議員や副議長の地位を利用して官製談合を行った張本人が、かかる申立てを行う資格はないとして徹底的に

争った。

濱野前議員 補選中止の企ても敗北

濱野前議員が失職し、3人の議員が欠員となり、甲良町では補欠選挙が実施されることが決定され、準備が進められたが、濱野前議員は、それが実施されると議員資格の回復ができなくなるとして、選挙の直前である平成23年4月7日に資格審査決定処分の執行停止を申し立てた。

この甲良町議会側の主張が認められたことにより、平成23年4月24日補欠選挙は、予定どおり実施され、3人の新議員が誕生した。そして、濱野前議員は、同年4月29日付けで審査申立てを取り下げ、事件は終了した。

濱野副議員 審査申し立て断念

この取り下げについての理由は明らかにされていないが、濱野前議員がこれ以上手続を継続しても見通しはないと考えたのかも知れない。この審査申立ての中で、濱野前議員は、刑事事件にはなっていないことや告発状も受理されていないことを強調していたが、執行停

止却下直後の4月22日に正式に告発状が受理された。刑事事件になる可能性があり、内容からすれば、刑事事件にしなければならぬ。

裁判官 「疑惑濃厚」と指摘

宮崎議員とY・M氏の恐喝未遂被告事件について、平成23年4月14日、大津地方裁判所の澤田正彦裁判官は、判決の中で、明確な根拠をあげて「最低制限価格を副議長に漏らした官製談合の疑惑が非常に濃厚である」、さらに「被害者らにも官製談合の疑惑が濃厚にある」と指摘している。

民主的たたかい 変わる甲良町

甲良町議会が官製談合疑惑調査特別委員会を設置し、精力的な調査を行い、前町長ら4人が官製談合に関与した疑惑が濃厚であるとして町長に対

し、告発を要請した。

北川豊昭町長がこれに応じて、正式に告発に至ったことは、民主的な議会の活動として実に画期的なことであり、その良識を示したといえる（甲良町の顧問弁護士と私が肩を並べて検察庁に告発に行くことになったわけである）。

そこには、甲良町において、この官製談合を絶対に許してはならないという固い決意が表れている。また、「刑事事件にならないかぎり、問題はない。」と疑惑の中心にいて開き直っていた濱野前議員を失職させたことも、そして、その失職処分の取り消しの審査申立て事件で執行停止の申立てを却下させ、ついに審査申立てそのものを取り下げさせる闘いを行ったことも快挙である。

滋賀県知事がおかしな判断をしないように監視した甲良町長や甲良町民の存在も大きいといえる。

官製談合事件の 捜査に注目

刑事事件の中において、野瀬主監は入札業務のトップに十数年関与してきたこと、入札に関する情報（ヒント）をY・T氏ら業者に漏らし続けてきたことを証言した。現在の良識ある甲良町議会がこうした驚くべき異常な実態を改め、今後は許さないであろうと思う。本件官製談合事件の捜査はこれからである。甲良町民がこの事件に注目し、検察の動きを監視する中でこそ、まともな捜査がなされることになる。

甲良町議会、甲良町民の闘いは今後も続く。

資 料

告 発 状 の 要 旨

平成 23 年 3 月 17 日 大津地検提出

告発の趣旨

被告発人らの以下の行為は、競売等入札妨害、刑法第 96 条の 3 第 1 項、第 60 条、入札談合等の排除並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、同法第 8 条、刑法第 60 条に該当すると思料するので、被告発人らを処罰することを求め告発する。

告発事実

被告発人山崎義勝は平成 17 年 11 月 20 日から同 21 年 11 月 9 日まで滋賀県犬上郡甲良町長として、被告発人野瀬喜久男は平成 18 年 4 月 1 日から同 22 年 3 月 31 日まで甲良町の総務主監、甲良町建設工事契約審査会会長として、被告発人山田壽一は平成 21 年 2 月 5 日から平成 23 年 2 月 4 日まで滋賀県犬上郡甲良町議会議長として、被告発人濱野圭市は平成 21 年 2 月 5 日から同 22 年 2 月 4 日まで滋賀県犬上郡甲良町議会副議長として、それぞれの職務に従事していたものであるが、被告発人 4 名は、滋賀県犬上郡甲良町議会事務局長（当時）と共謀の上、同町が平成 21 年 7 月 9 日に実施する甲良町地域介護福祉空間施設及び子育て支援センター建設工事の指名競争入札に関し、同人らの職務に反し、被告発人濱野圭市が実質的に経営する株式会社浜野工務店に落札させることを企て、同年 4 月 22 日、甲良町建設工事契約審査会において、被告発人山崎義勝の意を受けた被告発人野瀬喜久男が、これまで滋賀県の 2 号業者までを A ランクと位置づけていた甲良町建設工事指名基準を、滋賀県の 3 号業者までを A ランクに加えるよう変更する案を提案し、提案を可決して同年 5 月 1 日付で変更された上記基準に基づき、同年 6 月 16 日には、滋賀県の 3 号業者であった株式会社浜野工務店を指名業者に加える選定案を、これが建設業法違反を惹起することを熟知しながら作成して建設工事契約審査会に提案し、同月 19 日、審査会委員をして上記選定案どおりに選定させたうえ、同年 6 月下旬から同年 7 月上旬ころまでの間に、甲良町役場議会事務局の部屋において、被告発人野瀬喜久男、同山田壽一、同濱野圭市及び故議会事務局長が、「予定価格の 85 パーセントを狙ってくる。」「公表した予定価格にプラスされた 40 万円のことは他の業者は知らない。」「最低制限価格は町が公表しないから大丈夫。」などと頻繁に謀議を重ね、被告発人野瀬喜久男及び故議会事務局長が被告発人濱野圭市に対し、本件工事の最低制限価格が、公表された予定価格の 1 億 7800 万円に 40 万円を加算した 1 億 7840 万円の 85 パーセントである旨教示し、よって、同月 9 日、甲良町役場において行われた本件工事の入札の際、株式会社浜野工務店に 1 億 7840 万円の 85 パーセントに該当する 1 億 5164 万円で入札させて本件工事を落札させ、もって偽計を用いるとともに入札等に関する秘密を教示するなどの方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったものである。